

別添 2

労審発第1017号

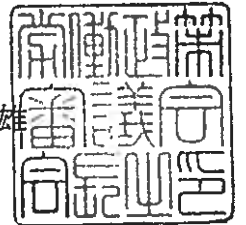
平成30年8月30日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成30年8月27日付け厚生労働省発基0827第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成30年8月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生
労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について

平成30年8月27日付け厚生労働省発基0827第2号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と考える。

平成 30 年 8 月 30 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

安全衛生分科会

分科会長 土橋 律

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について

平成 30 年 8 月 27 日付け厚生労働省発基安 0827 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問の
あった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。